

# 賃貸借個別契約書

京都府（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇年〇月〇日付けで締結した「賃貸借基本契約書」に基づき、次の条項により道路パトロール車の賃貸借に関する個別の契約を締結する。

（機種及び配置場所等）

**第1条** 賃貸借する道路パトロール車の車名、規格、配置場所等は別冊仕様書のとおりとする。

（賃貸借期間）

**第2条** 賃貸借の期間は、令和6年6月1日から令和9年5月31日までとする。

（賃借料）

**第3条** 賃借料は、月額 〇〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）

- 2 賃貸借期間に1月末満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。
- 3 前条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済状勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、第1項の賃借料を改定する必要が生じたときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

（賃借料の支払）

**第4条** 乙は、翌月以降に当月分の賃借料を、書面をもって甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（契約条項外の事項等）

**第5条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義を生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

- 2 この契約条項による通知、請求、協議等は、軽易なもの又は緊急を要するものを除き、甲が別に指定する様式により書面で行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 京都府

契約担当者

職 氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印